



《会計・税務の知識》 相次相続控除

はじめに

相続の開始から次の相続の開始までは相当の期間があるのが一般的です。しかし、短期間に相続が連続して発生した場合には、相続税の負担が過重となることが考えられます。

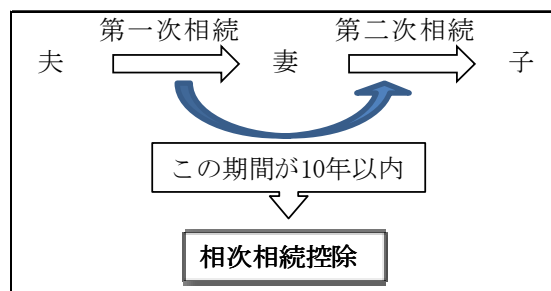
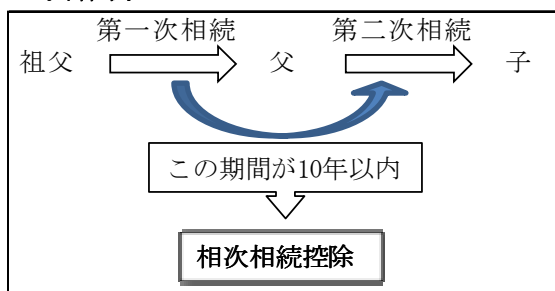
このため、相続税法においては相次相続控除の制度を設けて、税負担の調整を図ることとしています。今回は、相次相続控除について概要をご紹介します。

1. 適用要件

- ①被相続人の相続人であること
- ②その相続の開始前10年以内に開始した相続により、その相続の被相続人が財産を取得していること
- ③その相続の開始前10年以内に開始した相続により取得した財産について被相続人に対し相続税が課税されたこと

(注) この制度の適用対象者は、相続人に限定されていますので、相続の放棄をした者及び相続権を失った者がたとえ遺贈により財産を取得しても、この制度は適用されません。

＜具体例＞



2. 相次相続控除額

この制度による控除額は、次の計算式により算出されます。

$$A \times \frac{C}{B-A} \times \frac{D}{C} \times \frac{10-E}{10} = \text{相次相続控除額}$$

※ $\frac{C}{B-A}$ の割合が $\frac{100}{100}$ を超えるときは $\frac{100}{100}$ で計算

- A…第二次相続の被相続人が、第一次相続によって取得した財産に対して課税された相続税額
 B…第二次相続の被相続人が、第一次相続によって取得した財産の価額（債務控除後）
 C…第二次相続によって相続人や受遺者の全員が取得した財産の価額（債務控除後）
 D…第二次相続によってその相続人が取得した財産の価額（債務控除後）
 E…第一次相続から第二次相続までの年数（1年未満の端数は切り捨て）

3. おわりに

相続税の税額控除には、今回ご紹介した相次相続控除以外にも各種税額控除（贈与税額控除、配偶者に対する相続税額の軽減、未成年者控除、障害者控除、外国税額控除）がございますが、いずれも適用関係、手続き等が複雑ですので、適用にあたってはぜひ当事務所までご相談ください。（担当：加藤）